

# 令和6年度 ボランティア団体活動支援事業 募集要項

この事業は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的として**草の根的な活動をするボランティア団体**に対し、その活動を支援する目的で、赤い羽根共同募金の助成金により社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会（以下「本会」という）が活動費を助成するものです。

## 【助成対象団体】

**宮崎市域に活動拠点を置き、地域活動や福祉活動を目的に活動する非営利なボランティア団体**で、次の要件を満たす団体の事業が対象となります。

- (1) 本会ボランティアセンター及び宮崎市民活動センターに団体登録し、申請開始日までに1年以上経過していること。
- (2) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、福祉の増進に寄与する活動を行うこと。
- (3) 赤い羽根共同募金の趣旨について理解し、この運動に自ら積極的に参画、推進できること。また、赤い羽根共同募金運動に寄与する活動を行っていること。
- (4) 適正な団体運営（活動計画、活動報告、予算、決算等）が行われていること。
- (5) ボランティア活動を行うことを主目的とした団体、または、団体活動の一環としてボランティア活動を行っている団体であること。

## 【助成基準額】

1団体、1事業に限り、上限額を10万円（千円未満は切捨て）とし、事業総額の1割以上を自己負担とすること。

## 【助成対象経費とその例】

消耗品費	… 事業や活動に必要な書類や道具で、単価が1万円未満のもの （例：事務用品、感染症対策のための消毒液、マスク等）
器具什器費	… 事業や活動に直接必要な器具、備品等で、単価が1万円以上のもの （例：プロジェクター等）
賃借料	… 事業や活動に必要な器具、備品、会場を借りた際の使用料
諸謝金	… 講師への諸謝金（ <u>※会員に対する諸謝金は対象外</u> ）
旅費交通費	… 講師への旅費交通費（ <u>※会員に対する旅費交通費は対象外</u> ）
印刷製本費	… 広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	… 切手代、ハガキ代、その他通信運搬等に必要な経費
損害保険料	… 事業や活動にかかる保険料
修繕費	… 事業や活動に必要な機器等の修理費
※その他、必要と本会が認める経費（要相談）。	

## 【助成申請方法】

助成を希望する場合は、所定の申請書（様式1～4）に記入し、必要な書類を添付し、以下の期間までに提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

## 【助成対象とならない事業】

次の事業・団体は、助成対象としない。

- (1) 団体の構成員のみを参加対象とするもの  
（サークル活動、趣味活動、ふれあいサロン活動、当事者団体等のクリスマス会など自助活動、構成員のスキルアップのための研修会等）
- (2) 事業・活動の効果が団体構成員に限定されるもの
- (3) 団体維持の為の運営費  
（人件費・家賃・水道光熱費・申請事業と無関係な事務機器購入等）
- (4) 営利活動、政治、宗教、組合等の運動をその方法として行うもの
- (5) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの
- (6) 借入金の返済及び負債整理の補てんとなるもの
- (7) 経営の基盤、管理が不十分で安定性や継続性の乏しい状態、また地域住民から信頼されていない者が行うもの
- (8) 助成による効果が期待できないもの
- (9) 他の補助金との重複助成や、他の財源をもって実施することが適当と認められるもの
- (10) 県域を対象とした事業
- (11) 経営上余裕がある団体が行う事業（前年度決算書を基に本会が判断する）
- (12) その他、本会において適当と認められないもの

## 【助成事業実施期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施される事業

## 【申請期限】

令和6年5月31日（金）

※提出方法：直接持参（月曜～金曜午後4時00分迄、祝日は除く）又は郵送（当日消印有効）。

## 【助成の決定】

助成金の配分については、本会が審査を行い決定します。

（\*申請内容について電話等で確認を行う場合があります。）

本事業の予算の範囲内で助成金額及び助成先を決定しますので、不採択となる場合があります。

## 【助成額の変更】

助成決定後に事業計画に変更が生じた場合は、事業実施前に本会へご相談のうえ変更届出を提出し、本会の承認を受けてください。

また、助成交付後に事業計画の変更等により不要額が生じた場合には、本会へ返納することになります。

## 【助成金の取消及び返還】

助成金決定者が以下に該当となる場合には、助成決定の取消しや助成金の全部、または一部を返還とする場合がありますのでご注意ください。

- (1) 助成決定後、事業の一部または全部を廃止した場合
- (2) 事業を実施する見込みがない場合
- (3) 事業を実施するに当たり、本会が改善等を求めた事柄に対して改善の努力をしない、または改善の見込みがない場合
- (4) 本会の承認を受けずに、事業内容等を変更して実施した場合
- (5) その他本会が不相当と認めた場合

## 【助成金の明示】

助成決定後において、赤い羽根共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報活動を行って  
ください。

## 【助成事業の報告】

助成を受けた団体は、所定の報告書に必要書類を添付のうえ、助成決定事業終了後 1 か月を目途に提出すること。ただし、助成決定事業が年度末に終了するものについては、令和7年4月25日(金)までに提出すること。

### 【ご提出・お問合せ先】 宮崎市社会福祉協議会ボランティアセンター

みやざき：〒880-0930 宮崎市花山手東3丁目25-2

☎0985-52-7170 (直)

さどわら：〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂 12948 番地 1

☎0985-36-2022 (直)

た の：〒889-1701 宮崎市田野町甲 2848 番地 1

☎0985-86-2017 (代)

たかおか：〒880-2221 宮崎市高岡町内山 2877 番地

☎0985-82-4721 (代)

きよたけ：〒889-1613 宮崎市清武町西新町 8 番地 6

☎0985-55-6207 (代)

